

かごしま緑の工務店 登録マニュアル



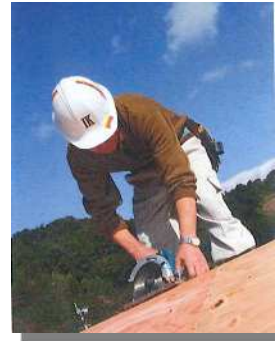
令和6年4月
鹿児島県

「かごしま緑の工務店」登録募集！

鹿児島県では、かごしま材を積極的に使って家づくりに取り組む大工・工務店等を『かごしま緑の工務店』として登録をします。

登録の対象

鹿児島県内に本店、営業所等のある大工、工務店等



かごしま緑の工務店のメリット

- 登録証を交付します。
- 販売促進グッズ（シート、ノボリ、パンフレット）を配布します。
- かごしま木の家のPR活動に対して支援（助成）します。
※支援（助成）には条件があります。
- 県や関係団体のホームページやパンフレットで紹介します。
- 営業力アップにつながるセミナー、研修会に参加できます。
- 住宅建設に活用可能な各種事業の情報提供があります。
- 建設工事入札参加資格における総合点数に加点があります。
- 建築主が住宅ローン金利優遇（-0.1%）を受けられます。
※適用には条件があります。

かごしま緑の工務店が建てた環境にやさしい「かごしま木の家」の建築主に対するメリット

- ◎家づくりを通じた環境への貢献（CO2固定量）について認証書を交付します。
- ◎CO2固定量の認証を受けた住宅の建築主に対して交付金（補助金）が支給されます。（一部の市町村のみ）

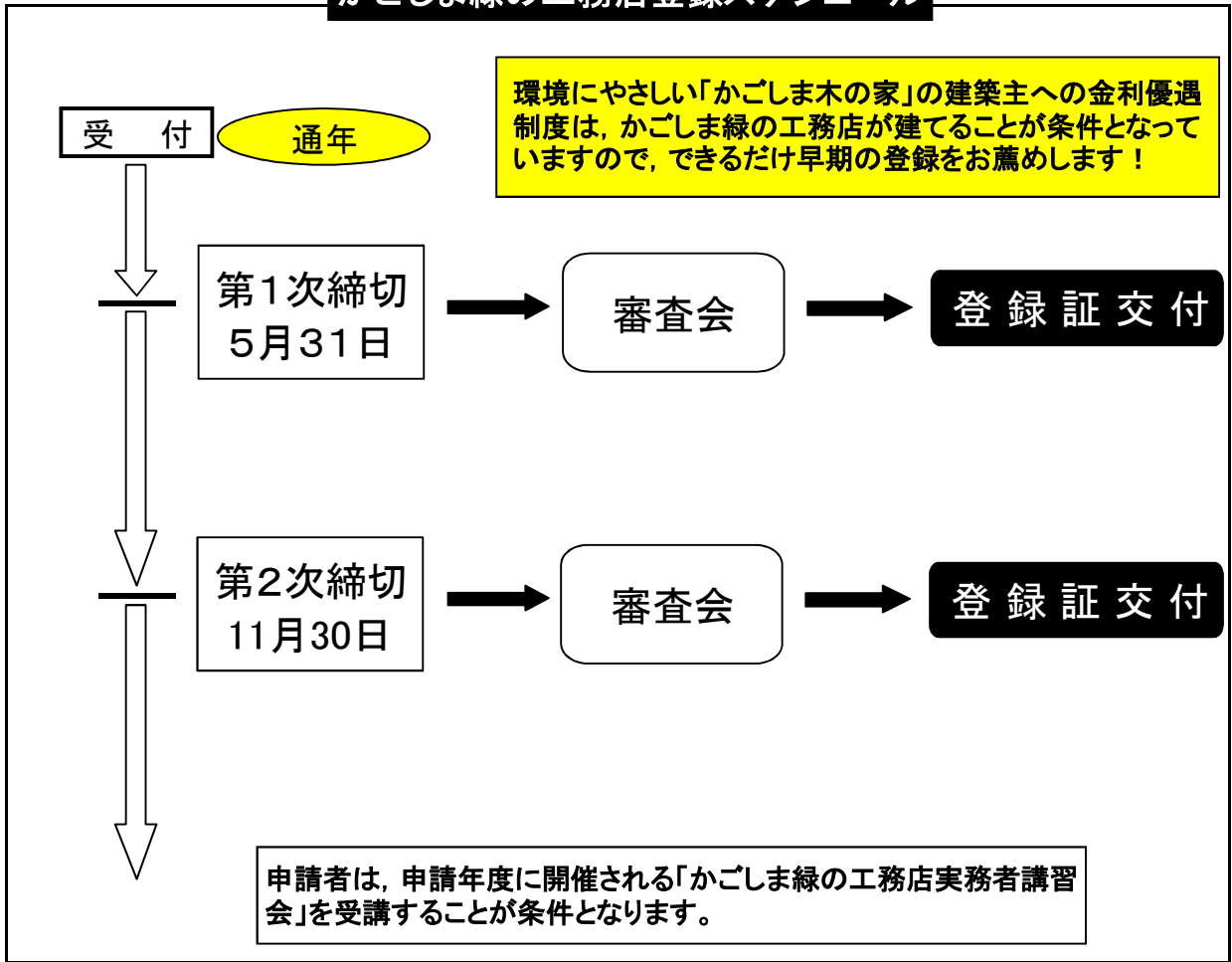


かごしま緑の工務店登録要件

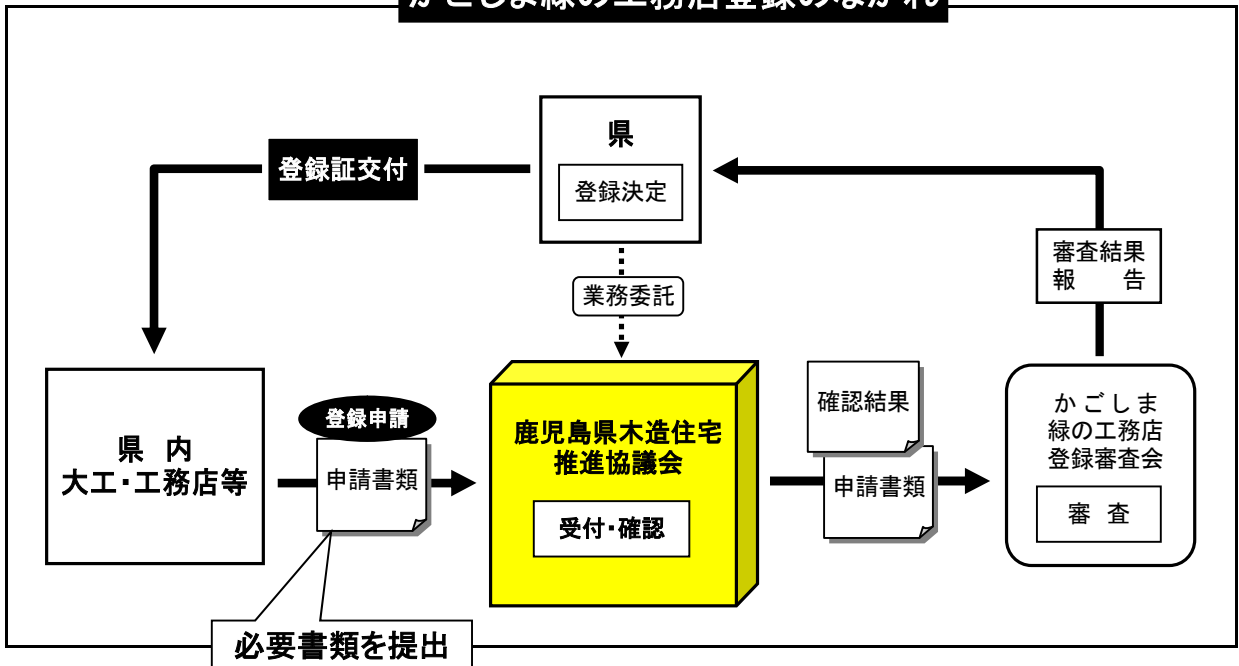
- 1 かごしま材を積極的に使って家づくりを行う計画があること。
- 2 かごしま材の供給元となる県内の製材所等からの推薦があること。
- 3 直近の2年間で木造住宅の建築実績があること。
- 4 直近の3年間で建築基準法、建築士法及び建設業法に係る法令違反がないこと。
- 5 次のいずれかに該当する技術者を1名以上有していること。
 - ① 木造住宅建築の実務経験が10年以上
 - ② 建築士で木造住宅建築の実務経験が5年以上
 - ③ 技能士（建築大工）で木造住宅建築の実務経験が5年以上
- 6 実務責任者が、「かごしま緑の工務店実務者講習会」を申請年度において受講することが確実であること。

詳細については、「かごしま緑の工務店登録要領」をご覧ください。

かごしま緑の工務店登録スケジュール



かごしま緑の工務店登録のながれ



かごしま緑の工務店の登録に必要な書類

- ① かごしま緑の工務店登録申請書（第3号様式）
- ② かごしま緑の工務店登録調査票（第3号様式－別紙）
- ③ 環境にやさしい「かごしま木の家づくり」宣言書（第1号様式）
- ④ かごしま緑の工務店推薦書（第2号様式）

書類は下記に直接提出するか、郵送をお願いします

書類の申請(お問い合わせ)先

鹿児島県木造住宅推進協議会（鹿児島県住宅・建築総合センター内）

〒892-0838

鹿児島市新屋敷町16番228号（鹿児島県住宅供給公社ビル2F）

電話：099-224-4543

★申請様式は、「鹿児島県」のホームページ内の下記ページからダウンロードできます。

アドレス <http://www.pref.kagoshima.jp>

アクセス方法：ホームページ内の検索サイトで「かごしま緑の工務店」と入力

<担当・お問い合わせ先>

鹿児島県 環境林務部 かごしま材振興課（木材利用推進係）

電話：099-286-3366

FAX：099-286-5638

かごしま緑の工務店登録要領

第1 目的

かごしま材を積極的に使って家づくりに取り組む大工、工務店（住宅建設会社を含む。）（以下「建築事業者」という。）を「かごしま緑の工務店」（以下「緑の工務店」という。）として登録し、環境にやさしい「かごしま木の家」の普及と地域の木材の利用拡大を図るものとする。

第2 定義

- 1 かごしま材とは、県内の森林から伐採された素材（原木）を県内の製材工場等において加工された製品をいう。
- 2 環境にやさしい「かごしま木の家」とは、次の各号に掲げる要件を全て満たした木造住宅をいう。
 - (1) 緑の工務店が県内に住居用として建築する木造の新築又は増改築の住宅であること。
 - (2) かごしま材の使用量が10 m³以上であること。

第3 登録の対象

鹿児島県内に本店、営業所等のある建築事業者とする。

第4 登録の要件

登録する建築事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) かごしま材を使って積極的な家づくりを行う計画があること。

ただし、積極的な家づくりとは、1年間における建築棟数のうち、環境にやさしい「かごしま木の家」を概ね8割以上建築することをいう。

なお、建築棟数については、元請（直接建築主と契約）としての計画とし、登録申請に当たっては、環境にやさしい「かごしま木の家」づくり宣言書（第1号様式）を提出すること。
- (2) かごしま材の供給元となる県内の製材所等からの推薦があること。（第2号様式）

なお、推薦する製材所等については、合法木材の認定事業者であること。
- (3) 直近の2年間で木造住宅の建築実績があること。

なお、建築実績については、元請（直接建築主と契約）としての実績とし、地材地建グループの建築事業者については、グループ全体で上記要件を満たすこと。

また、再登録にあたっては、直近の2年間で「かごしま木の家」を2棟以上建築していること。
- (4) 直近の3年間で建築基準法、建築士法及び建設業法に係る法令違反がな

いこと。

(5) 次のいずれかに該当する技術者を1名以上有していること。

- ① 木造住宅建築の実務経験が10年以上
- ② 建築士で木造住宅建築の実務経験が5年以上
- ③ 技能士（建築大工）で木造住宅建築の実務経験が5年以上

(6) 実務責任者が、「かごしま緑の工務店実務者講習会」を申請年度において受講することが確実であること。

第5 登録の申請

登録を受けようとする建築事業者は、かごしま緑の工務店登録申請書(第3号様式)に必要な事項を記入し、関係書類を添えて知事に提出する。

第6 申請期間

申請は、年間を通じて随時受け付けるものとする。

第7 登録の審査

知事は、受理した登録申請の内容を審査するため、「かごしま緑の工務店登録審査会」を設置する。

第8 登録及び登録証の交付

知事は、登録の要件に適合した場合は、緑の工務店として登録し、かごしま緑の工務店登録証（第4号様式）を交付する。

第9 登録の有効期間

前項の登録証の有効期間は、発行の日から2年を経過した直近の6月30日若しくは12月31日までとする。

ただし、継続して登録を受けている期間が4年以上である場合の登録証の有効期間は、発行の日から3年を経過した直近の6月30日若しくは12月31日までとする。

第10 登録の更新

登録の更新を受けようとする緑の工務店は、かごしま緑の工務店登録更新申請書（第5号様式）に必要な事項を記入し、関係書類を添えて知事に提出する。

第11 登録の更新の要件

登録の更新を受けようとする緑の工務店は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 「かごしま木の家」の建築実績について、次のいずれかを満たしていること。

- ① 更新前の登録の有効期間が2年以上3年未満である場合、直近2年間

で木造住宅の建築実績があり、うち環境にやさしい「かごしま木の家」を2棟以上建築していること。

- ② 更新前の登録の有効期間が3年以上である場合、直近3年間で木造住宅の建築実績があり、うち環境にやさしい「かごしま木の家」を3棟以上建築していること。

なお、建築実績については、元請（直接建築主と契約）としての実績とする。

- (2) かごしま材の供給元となる県内の製材所等からの推薦があること。(第2号様式)
- (3) 更新前登録期間において建築基準法、建築士法及び建設業法に係る法令違反がないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する技術者を1名以上有していること。
- ① 木造住宅建築の実務経験が10年以上
 - ② 建築士で木造住宅建築の実務経験が5年以上
 - ③ 技能士（建築大工）で木造住宅建築の実務経験が5年以上
- (5) 実務責任者が、「かごしま緑の工務店実務者講習会」を受講していること。

第12 登録の申請内容の変更

緑の工務店は、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにかごしま緑の工務店登録事項変更届（第6号様式）を知事に提出するものとする。

第13 登録の取消し

- 1 知事は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は登録を取り消すことができる。
- (1) 緑の工務店から登録取消申請書（第7号様式）が提出されたとき。
 - (2) 緑の工務店が提出した登録（更新）申請書や関係書類の記載事項に虚偽があったとき。
 - (3) 緑の工務店に相応しくない事由が発生したとき。
- 2 知事は、前項に掲げる事項に該当して緑の工務店の登録を取り消したときは、当該緑の工務店に、かごしま緑の工務店登録取消通知書（第8号様式）により通知しなければならない。
- 3 登録を取り消された緑の工務店は、既に交付を受けた登録証を県に返還しなければならない。

第14 緑の工務店の役割

緑の工務店は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 環境にやさしい「かごしま木の家」の積極的な建築及び普及・PR
※家づくりのチラシ、パンフレット、ホームページ等において推進用ロゴマーク（別紙）を活用すること。

(2) 環境にやさしい「かごしま木の家」に関する知識、情報の習得

第15 県の役割

県は、緑の工務店の活動を支援するため、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 県のホームページ及び広報誌等における広報宣伝
- (2) 技術向上のための研修会、講習会等の開催情報の提供
- (3) 活動等の支援
- (4) 建築テント等のPR資材の貸し出し

第16 報告の義務

緑の工務店は、毎年4月10日までに、かごしま緑の工務店施工状況報告書（第9号様式）を知事に提出するものとする。

第17 緑の工務店の責務

緑の工務店は、住宅の建築において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

第18 登録の事務

県は、登録の事務の一部を委託することができる。

第19 その他

その他緑の工務店の登録に必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の適用後も、改正前の要領に基づいて平成23年度に登録されたものについては、なお、従前の例によることとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

環境にやさしい「かごしま木の家」づくり宣言書

鹿児島県知事 殿

当社は、家づくりにおいて、かごしま材を積極的に使用した家づくりに取り組む大工・工務店等として、環境にやさしい「かごしま木の家」の建築促進に努め、地域の木材の利用拡大に努めます。

年 月 日

申請者

(名称)

(代表者職・氏名)

(第2号様式)

かごしま緑の工務店推薦書

鹿児島県知事 殿

下記の者を、かごしま材を積極的に使用して家づくりに取り組む大工・工務店等として、かごしま緑の工務店に推薦します。

記

大工・工務店等名	住 所

推薦者

(製材所等名)

(代表者職・氏名)

合法木材認定事業者団体認定番号：

かごしま緑の工務店登録申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者
(名称)
(代表者職・氏名)

かごしま緑の工務店として登録を受けたいので、かごしま緑の工務店登録要領第5の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者

大工・工務店等名			
代表者職・氏名			
所在地	〒 ー		
電話番号	ー ー	F A X 番号	ー ー
メール(E-mail)アドレス			
ホームページアドレス			
申請担当者職氏名			

●次に該当する場合は、必要事項を記載してください。

認証かごしま材取扱店	認証番号：
地材地建グループ	グループ名：

2 添付書類

「かごしま緑の工務店登録調査票」(第3号様式一別紙)

かごしま緑の工務店登録調査票

1 環境にやさしい「かごしま木の家」建築計画

区 分	1年目 (年)	2年目 (年)	計
木造住宅建築棟数 (A)	棟	棟	棟
上記(A)のうち 環境にやさしい「かごしま木の家」 建築棟数 (B)	棟	棟	棟
割 合 (B) / (A)	%	%	%

(注) 1年間の建築棟数のうち、環境にやさしい「かごしま木の家」を概ね8割以上建築する計画とする。

2 地域の木材(かごしま材)の納入先

納入先(製材所等)名	住 所

(注) 添付書類「緑の工務店推薦書」の納入先(製材所等)と合わせること。

3 直近2年間の木造住宅建築棟数

区 分	1年前 (年)	2年前 (年)	計
木造住宅建築棟数 (A)	棟	棟	棟
上記(A)のうち 環境にやさしい「かごしま木の家」 建築棟数(B)	棟	棟	棟
割 合 (B) / (A)	%	%	%

(注) 環境にやさしい「かごしま木の家」建築棟数(B)欄及び割合(B)/(A)欄は、再登録の場合に記載する。

4 直近3年間の関係法令の違反歴

関係法令の違反歴 (過去3年間)	無	有
無	有	

(注) 関係法令：建築基準法・建築士法・建設業法

5 有資格者等(有する技術者)

区 分	有資格者等の人数
木造住宅建築の実務経験が10年以上の者	名
建築士で木造住宅建築の実務経験が5年以上の者	名
技能士(建築大工)で木造住宅建築の実務経験が5年以上の者	名

(注) 上記については、年間を通じ雇用している技術者で、該当するいずれかの項目にその人数を記載する。

6 「かごしま緑の工務店実務者講習会」の受講予定

受 講 年 度	受 講 予 定 者 名
年 月	

かごしま緑の工務店登録証

登録番号 ○○-○○○ 号

○○○○ 殿

貴社を「かごしま木の家」づくりに積極的に取り組む
かごしま緑の工務店として登録する



登録期間 自： ○○年○○月○○日
至： ○○年○○月○○日

○○年○○月○○

鹿児島県知事

(第5号様式)

かごしま緑の工務店登録更新申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

かごしま緑の工務店
(名称)
(代表者職・氏名)

かごしま緑の工務店として登録を更新したいので、かごしま緑の工務店登録要領第10の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者

登録年月日			
登録番号			
大工・工務店名			
代表者職・氏名			
所在地	〒 ー		
電話番号	ー ー	F A X 番号	ー ー
メール(E-mail)アドレス			
ホームページアドレス			
申請担当者職氏名			

●次に該当する場合は、必要事項を記載してください。

認証かごしま材取扱店	認証番号：
地材地建グループ	グループ名：

2 添付書類

「かごしま緑の工務店登録更新調査票」(第5号様式一別紙)

かごしま緑の工務店登録更新調査票

1 環境にやさしい「かごしま木の家」建築計画

区 分	1年目(年)	2年目(年)	3年目(年)	計
年間木造住宅建築棟数 (A)	棟	棟	棟	棟
上記(A)のうち 環境にやさしい「かごしま木の家」 建築棟数 (B)	棟	棟	棟	棟
割 合 (B) / (A)	%	%	%	%

(注) 1年間の建築棟数のうち、環境にやさしい「かごしま木の家」を概ね8割以上建築する計画とする。
継続して登録を受けている期間が4年以上である場合、3年目の建築計画も記載すること。

2 地域の木材(かごしま材)の納入先

納入先(製材所等)名	住 所

(注) 添付書類「緑の工務店推薦書」の納入先(製材所等)と合わせること。

3 環境にやさしい「かごしま木の家」建築実績

区 分	1年前(年)	2年前(年)	3年前(年)	計
年間木造住宅建築棟数 (A)	棟	棟	棟	棟
上記(A)のうち 環境にやさしい「かごしま木の家」 建築棟数 (B)	棟	棟	棟	棟
割 合 (B) / (A)	%	%	%	%

(注) 更新前の登録の有効期間が3年以上である場合、3年前の建築実績も記載すること。

4 過去3年間の関係法令の違反歴

関係法令の違反歴 (過去3年間)	無	有
---------------------	---	---

(注) 関係法令：建築基準法・建築士法・建設業法

5 有資格者等(有する技術者)

区 分	有資格者等の人数
木造住宅建築の実務経験が10年以上の者	名
建築士で木造住宅建築の実務経験が5年以上の者	名
技能士(建築大工)で木造住宅建築の実務経験が5年以上の者	名

(注) 上記については、年間を通じ雇用している技術者で、該当するいずれかの項目にその人数を記載する。

6 「かごしま緑の工務店実務者講習会」の受講状況

受 講 日	受 講 者 名
年 月 日	

かごしま緑の工務店登録事項変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

かごしま緑の工務店

(名称)

(代表者職・氏名)

年 月 日付けをもって、かごしま緑の工務店として登録されましたが、その後、登録申請書の記載事項について下記のとおり変更がありましたので、かごしま緑の工務店登録要領第12の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 変更内容
(1) 変更事項

(2) 変更内容
[変更前]

[変更後]
- 4 変更理由
- 5 変更年月日

(第7号様式)

かごしま緑の工務店登録取消申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

かごしま緑の工務店
(名称)
(代表者職・氏名)

年 月 日付けでかごしま緑の工務店として登録していましたが、かごしま緑の工務店登録要領第13の1の(1)の規定に基づき、登録の取消を申請します。

記

1 登録年月日及び登録番号

① 登録年月日 年 月 日

② 登録番号

2 所在地及び名称等

① 所在地

② 名称

③ 代表者名

3 取消申請理由

かごしま緑の工務店登録取消通知書

年 月 日

殿

鹿児島県知事

下記の登録については、かごしま緑の工務店登録要領第13の2の規定に基づき、年 月 日付けで登録を取り消しましたので通知します。

記

1 登録年月日及び登録番号

① 登録年月日 年 月 日

② 登録番号

2 所在地及び名称等

① 所在地

② 名称

③ 代表者名

3 取消理由

(第9号様式)

かごしま緑の工務店施工状況報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

かごしま緑の工務店
(名称)
(代表者職・氏名)

登録年月日 年 月 日
登録番号

かごしま緑の工務店として、かごしま緑の工務店登録要領第16の規定に基づき、環境にやさしい「かごしま木の家」の建築実績について、下記のとおり報告します。

記

区 分	実 績
年度(4月1日～3月31日) 年間木造住宅建築棟数 (A)	棟
上記(A)のうち 環境にやさしい「かごしま木の家」 建築棟数 (B)	棟
割 合 (B) / (A)	%

- (注) 1 上記の実績については、期間中に完成し引渡し完了したものとする。
2 上記期間の途中で登録した場合は、登録日から3月31日までの実績とする。

かごしま緑の工務店登録要領の運用について

要領第19のその他緑の工務店の登録に必要な事項について別に定める内容は、次のとおりとする。

- 第1 要領第11の(1)の要件に満たない場合、例外として下記のとおり取り扱うこととする。
- 1 1回目の更新に限り、直近2年間で木造住宅の建築実績があり、かつ環境にやさしい「かごしま木の家」づくり宣言書(第1号様式)を提出し、環境にやさしい「かごしま木の家」を概ね8割以上建築する計画があること。

附 則

- 1 この運用は、平成25年6月5日から施行する。

(別紙)

推進用ロゴマーク

